

鹿児島大学大学院連合農学研究科教員の資格再審査 に関する基準の運用に関する申合せ

平成 19 年 2 月 16 日 研究科教授会決定
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 2 月 14 日一部改正
令和元年 6 月 14 日一部改正
令和 5 年 2 月 10 日一部改正

鹿児島大学大学院連合農学研究科主指導教員の資格再審査については、鹿児島大学大学院連合農学研究科主指導教員資格者資格再審査規則（平成 19 年 4 月 1 日鹿大連規則第 5 号）については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 再審査は、原則として主指導教員資格取得後 5 年毎に行うものとする。
- 2 再審査年度に 61 歳以上に達する主指導教員については、これまでの実績を考慮し再審査を免除するものとする。
- 3 再審査は、教育実績及び研究業績により行い、教育実績として最近 5 年間で主指導教員として課程修了者 1 名以上、単位取得退学後 3 年以内の学位取得者 1 名以上、研究業績として最近 5 年間でレフェリー制のある学術雑誌掲載論文 5 編以上（共著を含む。）又はファーストオーサー（レスポンスオーサーを含む。） 2 編以上を条件とする。

なお、課程修了者又は単位取得退学後 3 年以内の学位取得者 1 名以上を輩出している場合は、研究業績の提出は求めない。

また、研究業績については、「連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ」を準用する。

- 4 現在連合農学研究科の学生の指導に当たっている教員が、主指導教員としての資格を喪失しても、指導中の学生が在籍している間は主指導教員として指導できるものとする。
- 5 第 1 回目の資格再審査は、資格取得後 5 年を経過した主指導教員資格者全員（専任の教員を除く。）が受けるものとする。
- 6 再審査により資格喪失した者は、副指導教員資格者とする。
- 7 再審査により資格喪失した者が、資格喪失後 2 年以内に所要の条件を満たした場合は、有資格者となることができる。